



鳥取県公報

令和5年7月28日（金）
第9519号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（369）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（370）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	県統計調査の実施（371）（子育て王国課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗の新設の届出（372）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 4
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（373・374）（〃）・・・・・・・・ 5
	物品売払代金の徴収事務の委託（375）（畜産試験場）・・・・・・・・・・ 6
	道路の占用を制限する区域の指定（376）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 7
	土砂災害警戒区域の指定の変更（2件）（377・378）（治山砂防課）・・・・・・・・ 9
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（379・380）（〃）・・・・・・・・ 9
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（39）・・・・・・・・・・ 11
◇ 調達公告	調達公告の変更（デジタル基盤整備課）・・・・・・・・・・ 11
	一般競争入札の実施（2件）（庶務集中課）・・・・・・・・・・ 12
	一般競争入札の実施（鳥取県立厚生病院）・・・・・・・・・・ 18

告 示

鳥取県告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三代歯科医院	倉吉市上井町二丁目8-21	令和5年5月12日

2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
よなご薬局	米子市車尾四丁目14-15	令和5年6月1日

鳥取県告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
三代歯科医院	倉吉市上井町二丁目8-21	令和5年5月11日

2 薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
よなご薬局	米子市車尾四丁目14-15	令和5年5月31日
アイ・プラス薬局あげい店	倉吉市伊木201-4	令和5年6月1日

鳥取県告示第371号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

保育人材確保・定着に関する実態調査

2 調査の目的

保育士、潜在保育士及び学生並びに保育施設における保育人材の確保・定着に関する実態やニーズ等を把握することにより、保育人材の確保・定着に係る施策立案のための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

鳥取県が管理する保育士登録者名簿に登録された者及び県内の保育士養成施設に在籍する学生並びに県内保

育施設

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれに定める事項とする。

ア 現役保育士向け調査

- (ア) 保育士としての経験年数、勤務先の種類及び区分
- (イ) 取得した免許の種類及び経済的支援の内容
- (ウ) 求職活動の状況
- (エ) 就業・勤務形態
- (オ) 離職経験の有無
- (カ) 今後受けた研修内容
- (キ) 保育士保育所支援センターの認知度
- (ク) 保育者キャリアガイドラインの認知度と活用方法
- (ケ) キャリアアップの仕組みの有無
- (コ) 保育士を目指したきっかけ
- (サ) 就職先を決めた理由
- (シ) 仕事上の悩み、不安、不満等
- (ス) 仕事を続けてきた理由又は離職した理由
- (セ) 保育士確保・定着のために必要と思われること

イ 潜在保育士向け調査

- (ア) 保育士としての経験年数、勤務先の種類及び区分
- (イ) 取得した免許の種類及び経済的支援の内容
- (ウ) 希望する就業・勤務形態及び就職情報の取得方法
- (エ) 今後受けた研修内容
- (オ) 保育士保育所支援センターの認知度
- (カ) 保育士保育所支援センターへの情報提供の可否
- (キ) 保育士を目指したきっかけ
- (ク) 保育士として保育業務に従事していない理由
- (ケ) 保育士確保・定着のために必要と思われること

ウ 保育施設向け調査

- (ア) 保育士等の在籍状況、採用状況、離職状況及び有給取得日数
- (イ) 人材確保の手段
- (ウ) 保育士等確保・定着のために取り組んでいること及び取り組むべきこと
- (エ) 保育士等が仕事上の悩みや不安を相談できる体制の内容
- (オ) 保育士保育所支援センターの認知度
- (カ) 保育者キャリアガイドラインの認知度と活用方法
- (キ) キャリアアップの仕組みの有無

エ 学生向け調査

- (ア) 取得する免許の種類及び経済的支援の内容
- (イ) 保育士を目指すきっかけ
- (ウ) 就職希望地及び就職希望先種別
- (エ) 就職情報の取得方法及び就職先選びで重視すること
- (オ) 保育士を希望しない理由
- (カ) 保育士確保・定着のために必要と思われること

(2) 基準となる期日

令和5年8月1日現在

5 報告を求める者

(1) 現役保育士向け調査

保育士資格を取得し保育士登録者名簿に登録された者のうち、保育施設で保育業務に従事している者（概ね65歳以下）

(2) 潜在保育士向け調査

保育士資格を取得し保育士登録者名簿に登録された者のうち、保育施設で保育業務に従事していない者（概ね65歳以下）

(3) 保育施設向け調査

保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所及び認可外保育施設

(4) 学生向け調査

県内保育士養成施設に在籍する者

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 現役保育士向け調査、潜在保育士向け調査及び保育施設向け調査

報告者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県（調査委託業者）に返送させる方法で行う。

(2) 学生向け調査

報告者に対して保育士養成施設を経由し調査票を配布し、報告者は保育士養成施設を経由し鳥取県に提出する方法で行う。

7 報告を求める期間

令和5年8月1日から同月10日まで

8 調査票情報の保存期間

1年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第372号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ラ・ムー日吉津店 西伯郡日吉津村大字日吉津1425-3ほか

2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司 岡山県倉敷市西中新田297-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司 岡山県倉敷市西中新田297-1

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年3月19日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,883平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 9の書類に記載のとおり

イ 収容台数 152台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

- ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 67台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 98平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 13.4立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
終日
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
終日
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 2か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和5年7月18日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
令和5年7月28日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び日吉津村建設産業課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第373号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストア ウェルネス東伯店 東伯郡琴浦町丸尾223-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹 東京都千代田区丸の内一丁目5-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 柳井 隆博
変更後 代表取締役 久井 大樹
- 4 変更年月日
令和5年4月1日

- 5 届出年月日
令和5年6月26日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和5年7月28日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び琴浦町商工観光課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第374号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニクロ鳥取千代水店・開放倉庫鳥取店 鳥取市安長行水226-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹 東京都千代田区丸の内一丁目5-1
鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 清水 雄作 鳥取市行徳一丁目103
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表理事組合長 影井 克博
変更後 代表理事組合長 清水 雄作
- 4 変更年月日
令和5年4月26日
- 5 届出年月日
令和5年7月3日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和5年7月28日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第375号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手

J A全農ミートフーズ株式会社
 J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
 大山乳業農業協同組合
 全国農業協同組合連合会鳥取県本部
 鳥取県家畜改良協会

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

鳥取県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年7月28日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する道路の種類、路線名及び区域

次の表に掲げる道路の区間において、道路法第18条第1項の規定により定めた道路の区域

道路の種類	路線名	区間
一般国道	482号	八頭郡八頭町安井宿（安井宿交差点）から鳥取市用瀬町鷹狩（鷹狩駅交差点）まで
	〃	鳥取市用瀬町用瀬（用瀬橋交差点）から同市佐治町栃原（岡山県との境界）まで
	〃	東伯郡三朝町大字曹源寺（一般国道179号と連絡する位置）から同町大字福本（岡山県との境界）まで
	〃	日野郡江府町大字下蚊屋（岡山県との境界）から同町大字江尾（江尾交差点）まで
県道	溝口伯太線	西伯郡伯耆町溝口（鬼守橋交差点）から同郡南部町清水川（円山団地入口交差点）まで
	津山智頭八東線	八頭郡智頭町大字智頭（智頭町道久志谷線と連絡する位置）から同大字（あたご橋交差点）まで
	新見日南線	日野郡日南町丸山（丸山下交差点）から同町生山（日南町生山交差点）まで
	鳥取鹿野倉吉線	鳥取市今町二丁目（今町二丁目交差点）から東伯郡三朝町大字三朝（三朝交差点）まで
	〃	東伯郡三朝町大字三朝（三朝トンネル東側坑口）から倉吉市東巖城町（中部総合事務所先交差点）まで
	倉吉青谷線	倉吉市上井町二丁目（上井町二丁目交差点）から東伯郡湯梨浜町大字園（原交差点）まで
	米子大山線	米子市尾高（尾高交差点）から西伯郡大山町大山（大山口停車場大山線と連絡する位置）まで
	赤碕大山線	東伯郡琴浦町大字赤碕（一般国道9号と連絡する位置）から同町大字光（琴浦町道梅田尾張線と連絡する位置）まで
	鳥取国府岩美線	鳥取市南吉方三丁目（産業道路交差点）から同市国府町下木原（県道岩美八東線と連絡する位置）まで

郡家鹿野気高線	八頭郡八頭町船岡（一般国道482号と連絡する位置）から鳥取市河原町袋河原（袋河原交差点）まで
〃	鳥取市鹿野町鹿野（新鹿野大橋東詰交差点）から同市気高町北浜二丁目（一般国道9号と連絡する位置）まで
西伯根雨線	西伯郡南部町鴨部（城山公園入口交差点）から日野郡日野町根雨（舟場橋交差点）まで
名和岸本線	西伯郡大山町坊領（県道大山口停車場大山線と連絡する位置）から同郡伯耆町丸山（県道岸本江府線と連絡する位置）まで
岩美八東線	岩美郡岩美町大字新井（小田入口交差点）から鳥取市国府町下木原（県道鳥取国府岩美線と連絡する位置）まで
郡家国府線	八頭郡八頭町門尾（堀越交差点）から同町大坪（県道麻生国府線と連絡する位置）まで
鳥取福部線	鳥取市永楽温泉町（永楽温泉町南交差点）から同市福部町湯山（細川西交差点）まで
東伯野添線	東伯郡琴浦町大字下伊勢（県道倉吉東伯線と連絡する位置）から同町大字下大江（中部広域農道と連絡する位置）まで
倉吉江府溝口線	西伯郡伯耆町岩立（岩立入口交差点）から同町溝口（溝口インター入口交差点）まで
東伯関金線	倉吉市関金町大鳥居（倉吉市役所関金庁舎前交差点）から同市関金町関金宿（関金宿交差点）まで
岸本江府線	西伯郡伯耆町大原（県道名和岸本線と連絡する位置）から同町岩立（県道倉吉江府溝口線と連絡する位置）まで
淀江岸本線	米子市下郷（米子東IC交差点）から同市尾高（尾高交差点）まで
米子広瀬線	米子市大谷（県道米子環状線と連絡する位置）から同市奈喜良（奈喜良交差点）まで
倉吉東伯線	倉吉市西倉吉町（小鴨橋西交差点）から東伯郡琴浦町大字八橋（八橋東交差点）まで
網代港岩美停車場線	岩美郡岩美町大字牧谷（一般国道178号と連絡する位置）から同町大字浦富（岩美駅入口交差点）まで
鳥取港湖山停車場線	鳥取市湖山町東三丁目（湖山東交差点）から同市湖山町東四丁目（千代水西交差点）まで
東郷湖線	東伯郡湯梨浜町大字光吉（県道東郷羽合線と連絡する位置）から同町大字久留（一般国道179号と連絡する位置）まで
岩美停車場河崎線	岩美郡岩美町大字浦富（岩美駅入口交差点）から同町大字新井（一般国道9号と連絡する位置）まで
田島片原線	鳥取市西品治（西品治交差点）から同市寿町（西中学校交差点）まで
木地山倉吉線	東伯郡三朝町大字本泉（本泉交差点）から同町大字今泉（今泉交差点）まで
皆生車尾線	米子市皆生新田二丁目（労災病院入口交差点）から同市車尾四丁目（車尾交差点）まで
皆生西原線	米子市皆生温泉一丁目（米子市観光センター前交差点）から同市上福原三丁目（西部免許センター入口交差点）まで
東郷羽合線	東伯郡湯梨浜町大字松崎（県道倉吉青谷線と連絡する位置）から同町大字光吉（県道東郷湖線と連絡する位置）まで

鳥取空港布勢線	鳥取市湖山町北二丁目（空港入口交差点）から同市桂見（桂見西交差点）まで
俵原青谷線	鳥取市青谷町青谷（福井田橋北交差点）から同市青谷町青谷（一般国道9号と連絡する位置）まで
麻生国府線	八頭郡八頭町大坪（県道郡家国府線と連絡する位置）から鳥取市国府町谷（岡益橋北交差点）まで
米子空港境港停車場線	境港市蓮池町（蓮池町交差点）から同市浜ノ町（浜ノ町交差点）まで
袋河原八坂線	鳥取市河原町袋河原（一般国道53号と連絡する位置）から同市河原町袋河原（県道郡家鹿野気高線と連絡する位置）まで
米子環状線	米子市陰田町（奥陰田交差点）から同市大谷町（大谷町交差点）まで
米子岸本線	米子市奈喜良（奈喜良交差点）から西伯郡南部町天萬（円山団地入口交差点）まで
両三柳西福原線	米子市河崎（河崎交差点）から同市西福原一丁目（西福原一丁目交差点）まで
羽合東伯線	東伯郡湯梨浜町大字田後（田後西交差点）から東伯郡琴浦町大字槻下（二軒屋交差点）まで
淀江琴浦線	西伯郡大山町神原（神原交差点）から同町下市（大山町二本松入口交差点）まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱、電話柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）（4の期日前に占有の許可を受けた電柱等の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱等を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

災害発生時の緊急輸送網として機能する道路について、通行に支障が生じることを防止することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

4 占有の制限の開始の期日

令和5年8月1日

鳥取県告示第377号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

米子市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

榎原2地区（I-1431）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第378号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
日南町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
神福3地区（Ⅱ-3287）、神福19地区（Ⅱ-3303）、福塚地区（Ⅱ-3304）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第379号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
米子市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
榎原2地区（Ⅰ-1431）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第380号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
日南町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
神福3地区（Ⅱ-3287）、神福19地区（Ⅱ-3303）、福塚地区（Ⅱ-3304）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第39号

令和5年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年7月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和5年7月31日（月） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 県・市町村選挙事務担当者研修会について
 - (2) その他

調 達 公 告

令和5年7月7日（鳥取県公報第9513号6頁）掲載の調達公告について、次のように変更する。

令和5年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1・2 略 3 契約担当部局 鳥取県政策戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課	1・2 略 3 契約担当部局 鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課
4 入札手続等 (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県政策戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課 電話 0857-26-7849	4 入札手続等 (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課 電話 0857-26-8319

<p>電子メール digital-kiban@pref.tottori.lg.jp</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 入札説明書等の交付方法 令和5年7月7日(金)から同年8月4日(金)までの間にインターネットの鳥取県政策戦略本部デジタル局デジタル改革課ホームページ(https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>8 Summary</p> <p>(1)～(3) Abbreviation</p> <p>(4) Contact point for the notice : <u>Digital Infrastructure Development Division</u>, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7849</p>	<p>電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 入札説明書等の交付方法 令和5年7月7日(金)から同年8月4日(金)までの間にインターネットの鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課ホームページ(https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>8 Summary</p> <p>(1)～(3) Abbreviation</p> <p>(4) Contact point for the notice : <u>Digital Reform Promotion Division</u>, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-8319</p>
--	---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 賃貸借物品の名称及び数量

令和6年度軽自動車(乗用、新車)38台

(2) 賃貸借物品の仕様

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和6年4月10日から令和12年3月31日までとする。

(4) 引渡し期限

入札説明書による。

(5) 借入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙入札により行うものであること。

イ 入札金額は、入札説明書に示す方法に従って計算した賃貸借期間中の賃貸借料(賃貸借及びメンテナンス等に要する一切の諸経費を含む。)の総額を電子調達システムの電子入札書(以下「電子入札書」という。)に入力し、又は入札書に記載すること。

ウ 契約に当たっては、電子入札書に入力された金額又は入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を

もって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分がその他の賃借の自動車に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和5年8月7日(月)正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 自動車のリース契約を締結し、令和3年7月29日(木)から令和5年7月28日(金)までの間にその履行を完了した実績又は現在履行している実績を有する者であって、自動車の貸付けを確実に履行できるものであること。
- (6) 1の(1)に示した物品を自社で所有し(令和5年7月28日(金)以降に取得する場合を含む。)、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する担当部局
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当
電話 0857-26-7431
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp
- (2) 業務の仕様に関する担当部局
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当
電話 0857-26-7497
電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp
- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

令和5年7月28日(金)午前11時から同年8月23日(水)正午までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年7月28日(金)から同年8月23日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年9月6日(水)から同月13日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

また、郵便等による入札書の受領期間は、令和5年9月12日(火)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和5年9月13日(水)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和5年8月23日(水)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: 38 Light vehicles

(2) August 23, 2023 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 13, 2023 noon: Time-limit for submission of tenders

(September 12, 2023 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

Tel : 0857-26-7497

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 賃貸借物品の名称及び数量

令和6年度自動車（小型貨物、新車）12台

(2) 賃貸借物品の仕様

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和6年4月10日から令和12年3月31日までとする。

(4) 引渡し期限

入札説明書による。

(5) 借入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

イ 入札金額は、入札説明書に示す方法に従って計算した賃貸借期間中の賃貸借料（賃貸借及びメンテナンス等に要する一切の諸経費を含む。）の総額を電子調達システムの電子入札書（以下「電子入札書」という。）に入力し、又は入札書に記載すること。

ウ 契約に当たっては、電子入札書に入力された金額又は入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の賃借の自動車に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年8月7日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 自動車のリース契約を締結し、令和3年7月29日（木）から令和5年7月28日（金）までの間にその履行を完了した実績又は現在履行している実績を有する者であって、自動車の貸付けを確実に履行できるものであること。

(6) 1の(1)に示した物品を自社で所有し（令和5年7月28日（金）以降に取得する場合を含む。）、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

令和5年7月28日(金)午前11時から同年8月23日(水)正午までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年7月28日(金)から同年8月23日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年9月6日(水)から同月13日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

また、郵便等による入札書の受領期間は、令和5年9月12日(火)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和5年9月13日(水)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和5年8月23日(水)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にとっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: 12 small lorry

(2) August 23, 2023 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 13, 2023 noon: Time-limit for submission of tenders

(September 12, 2023 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

Tel : 0857-26-7497

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定

に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月28日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

医療機器 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(4) 納入期限

令和6年3月29日(金)

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額(課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和5年8月4日(金)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局経営課

電話 0858-22-8181

電子メール kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和5年7月28日(金)から同年8月25日(金)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年7月28日(金)から同年8月25日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年9月8日(金)午後3時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前11時までとする。

イ 場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院第3会議室(外来・中央診療棟5階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和5年8月25日(金)午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として契約申込金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札の参加に係る一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を確実に納入できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : medical equipments, 1 Set

(2) August 25, 2023 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 8, 2023 3:00 PM : Time-limit for submission of tenders

September 8, 2023 11:00 AM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural KouseiHospital, 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL 0858-22-8181